

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化

<趣旨>

発電設備を高効率なものに更新する①火力発電所の「改善リプレース」、②風力・地熱発電所、③火力発電所の新增設について、地元住民への意見聴取等の手続の質は維持しつつ、運用上の取組を行うことにより、アセス手続の期間短縮を図る。

<具体的方策(火力発電所改善リプレースの例)>

①国の審査の期間短縮

国の審査を自治体の審査と同時並行的に進めること等

→最大4ヶ月程度の短縮(150日→45日)

②環境アセスメント(調査・予測・評価)の簡素化

リプレースガイドライン(平成24年3月環境省)に基づいて、大気汚染物質等の排出量が低減したり、土地改変に伴う環境影響が限定的である等の場合に、調査・予測手法を簡略化する等

→最大1年程度の短縮

「自治体の審査期間短縮の協力」、
「事業者の努力」により

→更なる期間短縮が可能

方法書手続から

通常3年程度 ⇒ 1年強～1年半程度 まで短縮を目指す

※風力・地熱発電所、火力発電所の新增設についても、国の審査の期間短縮について、火力発電所の改善リプレースと同様に取り組む。

環境アセスメントにおける環境省の審査の観点

①事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減されているかどうか

※実際に設備が導入されるのは、審査を行う時点から数年後になることから、環境省の審査においては、その点も踏まえた審査を行ってきている。

②国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努められているか

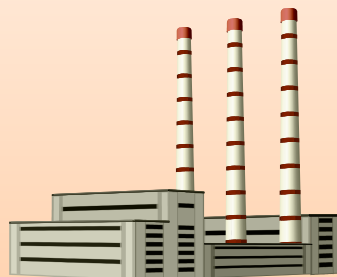
○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）

（環境保全措置の検討）

第14条第1項 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

石炭火力の温室効果ガス排出量

石炭火力の新增設



100万kWでは、
CO₂排出量 約550万トン/年
我が国排出量の約0.5%に相当

石炭火力の2010年時点のモデルプラント(超々臨界圧(USC))

CO₂排出原単位0.78kg-CO₂/kWh、設備利用率80%を基に計算

※天然ガス発電のCO₂排出原単位は0.35kg-CO₂/kWh

※ 2010年時点のモデルプラントのCO₂排出原単位の比較

| | |
|------|----------------------------|
| 石炭 | 0.78kgCO ₂ /kWh |
| 天然ガス | 0.35kgCO ₂ /kWh |
| 石油 | 0.66kgCO ₂ /kWh |

(コスト等検証委員会報告書(平成23年12月19日)より)